

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第41号

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成6年静岡県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ及び同項第4号のビラ（以下これらを「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに<u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（静岡県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下これらを「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区	（趣旨） 第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、静岡県議会議員及び静岡県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第3号のビラ及び同項第4号のビラ（以下これらを「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに<u>法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区

分に応じ当該各号に定める枚数（静岡県知事の選挙の一部無効による再選挙については公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数、静岡県議会議員の選挙の一部無効による再選挙については同令第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円73銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 386,500円と5円18銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号

分に応じ当該各号に定める枚数（静岡県知事の選挙の一部無効による再選挙については公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数、静岡県議会議員の選挙の一部無効による再選挙については同令第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のビラの数の中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数。以下同じ。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 8円38銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 419,000円と5円62銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払）

第13条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号

に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区(静岡県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び静岡県知事の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 270,655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区(静岡県議会議員の選挙の一部無効による再選挙及び静岡県知事の選挙については、当該選挙が行われる区域。以下同じ。)におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 293,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第1条の規定は、附則第1項ただし書に規定する改正の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する改正の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。